

昨年の応募数 1531 点から最優秀賞に選ばれた石橋侑青さん。標語は「くるっぽといっしょにめざそう事故0(ゼロ)くるめ」です



日常のセーフコミュニティ
久留米市は、平成25年に国内で9番目、九州・中核市で初めて「セーフコミュニティ」の国際認証を取得し、30年に再認証を取得しました。救急搬送データや警察統計、市民アンケートなどを分析し、けがや事故の原因を究明しながら、安全安心の取り組みを広げました。夜外出する時は反射材を着け

る、悩んでいる友達に声を掛ける、地域の防災訓練に参加するなど、日常の生活で何気なくやっている予防活動の積み重ねがセーフコミュニティです。

全員にエコバッグを贈呈
セーフコミュニティを広め、家庭や地域など身近なところで実践してもらうために標語を募集します。

対象市内に住んでいるか、通勤・通学している人

内容①交通安全、②子どもの安全、③高齢者の安全、④犯罪・暴力の予防、⑤自殺予防、⑥防災、⑦セーフコミュニティの7分野から、安全安心の実現に向けた思いや簡単にできる予防策を10〜30文字程度で表現。一人二点まで

できる 続けられる 予防策を言葉に

けがや事故の原因を分析し、予防活動に取り組みながら安全で安心な地域をつくるのが「セーフコミュニティ」です。市民の皆さんが自ら活動に参加して、取り組みを広げるセーフコミュニティ標語を募集します。

安全安心の合言葉 セーフコミュニティ標語を募集



応募方法 標語、氏名、住所、生年月日、学校・学年を記入。持参、郵送、ファクス、メールで問い合わせ先へ。応募用紙は、市ホームページに準備

締め切り 9月30日(水) (必着)

応募者全員に、オリジナルエコバッグをプレゼントします。最優秀作品1点、優秀作品11点は、12月に開催予定の表彰式で発表。作品は、毎月発行するセーフコミュニティ通信に掲載し、今後の啓発に使用します。

◎安全安心推進課 ☎0942・3009094、FAX0942・3009706

カスタマイズできるから面白いんです



日本セーフコミュニティ推進機構
代表理事 白石陽子さん

公式セーフコミュニティ認証審査員として、これまで40以上の国や地域の認証取得に関わる

セーフコミュニティの認証取得を目指す国内自治体の支援や海外の認証取得に関わっていますが、全く同じ取り組みはありません。国や地域で安全安心の考え方は違います。海外では殺人が外的死亡原因の1位になる国もあるんですよ。宗教・民族・習慣も違うのに、同じ仕組みを活用できるのは、データを用いて、それぞれの地域が抱える課題を客観的に評価・分析できるからだだと思います。取り組みの成果は数字で確認できます。好転していれば、今のやり方をもっと進めれば

いい。うまくいかないときは見直せばいい。成功事例を地域に合わせてアレンジすることだって可能です。「安全安心なまち」の実現のために、カタチを変えられるのがセーフコミュニティの面白さです。久留米市は、市民の皆さんのニーズをタイムリーに把握し、主体性を持って活動に参加してもらえよう工夫や、アピールすることが非常に上手です。国内の自治体はもちろんのこと、世界的にもモデルケースとして、市民の皆さんと一緒に取り組みを広げてほしいですね。

6月1日動物愛護法が改正。特定動物はペットにできません

気軽に飼って 簡単に捨てないで



昨年12月に捕獲されたワニガメは体長76cm、体重13kgもありました

昨年12月に市内のため池でワニガメが発見されました。違法に飼育され捨てられたものです。生き物をむやみに野外に放つと、人に危害を加えたり、生態系を壊したり、私たちの生活に悪影響を与えることがあります。

ペットの違法飼育の厳罰化

6月1日の動物愛護法の改正で、特定動物をペットとして新たに飼育することが禁止されました。特定動物とは、とても凶暴である、強い毒を持っている、体が大きく力が強いなどの特徴を持つ生き物です。ワニ、マムシ、タカなどが指定。法改正前は、県知事の許可を受け、マイクロチップを埋め込んでいればペットにできましたが、今後は違法になります。飼育した場合、個人の場合は、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金、法人の場合は5000万円以下の罰金が課せられます。

近年、ペットや鑑賞用として特定動物のワニガメ、オオアナコンダ、ソウゲンワシなどの人気が高く、違法に取り引きされています。それらの一部は、大型化したり、寿命が長く飼いつけられないという理由で、無責任に捨てられています。野外に

ブラジルチドメグサは1日で最大20cmも伸びます



捨てられた生き物は人に危害を加えたり、農作物に被害を及ぼすことがあります。

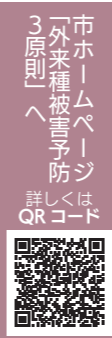
生き物が引き起こす被害

もともとその地域に生息していないのに、人間によって持ち込まれた生き物を外来種といいます。地域に元からいた生物の生活の場を荒らすなど生物多様性にも大きな影響を与えます。

アライグマ、アカミミガメ、ブラジルチドメグサなど、ペットや観賞用として飼育、栽培されていたものが、野外で繁殖し大きな問題を起こしています。筑後地域のクリークや水路に

は、ブラジルチドメグサが繁殖。再生力が強く、茎の断面からでも簡単に再生します。水面を覆いつくし、在来水草の駆逐や水質悪化を引き起こします。大雨が降ると水門に引っ掛かり、川の氾濫の原因にも。どんな生き物でも外に捨てない、広げないように管理してください。

◎環境保全課 ☎0942・3009043、FAX0942・3009715



市ホームページ「外来種被害予防3原則」へ詳しくはQRコード

ペットを飼う前によく考えて

【命を見届ける覚悟がないなら飼わない】

今回の法改正で、犬や猫などの愛護動物を安易に捨てたり殺したりした場合の罰則が強化されました。 ■殺傷した場合 5年以下の懲役または500万円以下の罰金 ■遺棄・虐待した場合 1年以下の懲役または100万円以下の罰金

ペットを飼う前に、最後まで命を見届けることができるか、しっかり考えてください。引っ越しや結婚など人生の転機も一緒に過ごすことが大切です。餌代、予防・医療費、ペット用品などお金もかかります。周りが飼っているから、可愛いからだけではなく、一緒に暮らす家族として迎えてください。